

**福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業  
(児童福祉施設等従事者への慰労金支給事業) Q & A**  
(令和2年10月26日)

**問 1-1** 慰労金交付の対象者を教えてください。

答 下記の条件を全て満たす場合は、パートタイム労働者や事務職であっても、慰労金交付の対象となります。

※ボランティアについては、慰労金交付の対象外とする。

※放課後児童クラブにおいて、対象期間中に一時的に勤務した教職員（教員、事務職員、学校運営支援員等）については、慰労金交付の対象外とする。

- ① 3月18日～6月30日の間、延べ10日以上勤務
- ② 「施設を利用する児童との接触」を伴い、かつ「継続して提供することが必要な業務に従事」する職員
- ③ 施設を利用する児童と接触する日が1日でもある職員

**問 1-2** 「施設を利用する児童との接触」を伴い、かつ「継続して提供することが必要な業務に従事」の定義を教えてください。

答 「施設を利用する児童との接触」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。児童がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。また「継続して提供」とは一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば、対象として差し支えありません。

**問 1-3** 「10日以上勤務」の要件について、勤務日数の数え方を教えてください。

答 1日あたりの勤務時間は問わず、勤務日数を数えてください。夜勤により、日をまたぎ、当該施設の1日の労働時間を超える場合は2日と算定して差し支えありません。また複数の児童福祉施設等で勤務した場合は合算して算定してください。

**問 1-4** 休止、廃止した施設も対象となりますか。

答 施設の新規・廃止にかかわらず、対象期間（3月18日～6月30日の間）に勤務実績がある従事者は慰労金の対象となります。

問 1-5 派遣労働者や業務委託受託者の従事者は慰労金交付の対象となりますか。

答 派遣労働者、業務委託受託者も、児童との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。派遣労働者や業務委託受託者の従事者への慰労金支払いは、施設と派遣会社・受託会社との調整により、どちらで行っても構いません。ただし、交付申請は、児童福祉施設等を運営する法人が行ってください。

問 1-6 児童福祉施設等 A → 人材派遣会社（委託業者） B → 派遣従事者（委託従事者）が  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  というスキームで個人への慰労金交付を行う場合、どこまで振込手数料の補助対象となりますか。

答 「児童福祉施設等 A から人材派遣会社（委託業者） B への振込手数料」までが補助対象となります。（「人材派遣会社（委託業者） B から個人（ $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ ）への振込手数料」は補助対象となりません）

問 1-7 法人に慰労金が振り込まれた後、事業所が個人に慰労金を支払う際、現金払いは可能でしょうか。

答 可能です。ただし、個人に慰労金が支払われたことが確認できるよう、受領書を徴収してください。また、現金で支給したことが分かるように管理してください。

問 1-8 委託業者 Z 経由で、委託業者の職員 A に慰労金を交付する場合、Z から A への振込手数料は補助対象外ということですが、A の受領書の写しも実績報告時に提出が必要でしょうか。

答 慰労金が A に確実に支払われたことを確認する書類として、実績報告時に提出をお願いします。

問 1-9 個人で申請できる場合はどのような場合ですか。

答 原則、申請時に既に退職している従事者も以前に従事していた施設を運営する法人から申請することとなっております。ただし、事業所が廃止されている場合など連絡がとれない場合や法人が退職者と連絡が取れず、既に申請してしまった場合等は個人で申請することが可能です。

また、公営の施設の従事者の場合は、個人での申請になります。ただし、申請書の提出は市町（県・国が運営する場合は各施設）が取りまとめて行いますので、施設長や市町（県・国が運営する場合は各施設長）に提出してください。

**問 1-10**      **すでに退職した職員の慰労金の申請について、勤務証明書はどのように取得すればよいか。**

**答**            以前勤務していた事業所等に県が示している勤務証明書の様式にご記入いただき、取得してください。県が指定した様式以外は認められません。なお、勤務していた事業所等が閉鎖により証明書が取得できない場合は、事務局にご相談ください。

**問 1-11**      **慰労金の金額や対象者を法人において設定することは可能か。**

**答**            慰労金は職員本人が受給するものを代理で申請することになります。そのため、県が示している要件や金額を法人が変更することは認められません。また、要件を満たす職員を排除することも認められません。

**問 1-12**      **法人が慰労金の概算での請求を県に行わず、法人において立て替えて職員に交付し、精算してもよいか。**

**答**            慰労金を職員の方に支給する際は、県に概算の請求を行い、県から給付に係る資金の受領後に行ってください。

**問 1-13**      **職員への慰労金の支給はいつまでに行う必要があるか。**

**答**            慰労金支給事業については、県から給付に係る資金の受領後、30日以内に県に実績報告書の提出が必要です。そのため、県から資金の受領後、遅延なく、実績報告までに職員に支給してください。

**問 1-14**      **他事業所と兼務している職員については、どのように申請すればよいか。**

**答**            慰労金については、医療機関や介護施設等と兼務している場合も含め、1人につき1回に限ります。重複はできません。  
なお、児童福祉施設等従事者への慰労金支給は、医療・介護・障がい等の分野で対象となる場合は支給できません（医療・介護・障がい等の分野での支給が優先されます）。

問 1-15 レンタル用具返却の消毒洗浄経費のみにかかわる者で児童と接触しない者は対象になるか。

答 対象になりません。

問 1-16 委任状の日付はいつにしたらよいか。

答 日付は、実際に職員が法人に委任した日です。（県から指定日はありません。）

問 1-17 同一法人が運営する複数の施設がある場合、施設ごとに申請が必要ですか。

答 法人が各事業所分を取りまとめ、一括して申請してください。法人は、申請にあたって、事業所間の二重申請がないことを確認してください。

問 1-18 事業所が福井県以外に所在する場合、他都道府県の事業所分も法人が取りまとめて一括で福井県に申請してよいですか。

答 福井県に所在する事業所分のみとりまとめて、申請してください。

問 1-19 交付決定後、事業内容を交付申請のものから一部変更することとなりました。この場合、変更交付申請は必要でしょうか。

答 下記に該当する場合は、変更交付申請が必要となりますので事務局に別途ご相談ください。ただし、できる限り、変更交付申請の必要がないように、申請にあたっては、必要経費等の精査を十分に行ってください。

- ① 補助事業の補助金額を増額する場合
- ② 著しく対象人数が変動する場合

問 1-20 申請書等への押印は代表者（理事長）の印が必要ですか。法人印（角印）だけではダメでしょうか

答 申請者が法人の代表者（理事長）になるため、代表者（理事長）の印をお願いします。